

石巻市長 斎藤正美 様

【提出団体名】

放射能から子どもを守る岩手県南・宮城県北の会（岩手県一関市）代表者菅原佐喜雄
 岩手有機農業研究会（岩手県花巻市）代表幹事 入江敦
 豊かな三陸の海を守る会（岩手県宮古市）事務局長菅野和夫
 三陸の海を放射能から守る岩手の会（岩手県盛岡市）世話人永田文夫
 女川原発の再稼働を許さない石巻地域の会 事務局長 中山亨
 さようなら原発 in いしのまき実行委員会 事務局長 近藤 武文
 放射能汚染廃棄物の焼却処分に反対する石巻地域の会 代表 松浦 健太郎
 原発いらない十三浜の会 代表 佐藤清吾
 女川原発の避難計画を考える会 代表 原伸雄

**女川原子力発電所の重大事故を防ぎ、広範な周辺住民の生命・生活・環境を守るために
 主体的かつ積極的な厳重監視監督を徹底することを求める要請書**

貴職におかれましては日頃石巻市民のためご尽力に敬意を表します。

昨年9月東北電力㈱は「1号機の原子炉建屋天井クレーンにおいて、走行部の支持台座にき裂を確認した。これは3月16日の地震によりき裂が入ったものと推定する」^{*1}と原因を記していました。この件についてなぜ国へ報告せずに済まそうとしているのか耐震はどうなのか等疑念があり、私達は昨年9月27日東北電力樋口社長へ質問状を提出し11月2日東北電力本店において口頭で回答を得ました^{*2}。しかし回答は疑念が増すばかりの内容でした。

アメリカ原子力学会の論文^{*3}で女川原発は世界一地震の影響を受けやすい原発とあり、加えて2011年東日本大震災の被災原発、1号機は運転から39年経過した老朽原発でもあり、その耐震安全を非常に憂慮しています。

今年3月の宮城県議会の女川原発関連の質疑を踏まえ、今年4月17日宮城県知事宛質問・要請書を提出し5月26日原子力安全対策課と回答に係る意見交換を行いました。宮城県当局は国や東北電力任せの回答であり、人々の声を聴き主体的に原発災害から県民を守ろうとする姿勢が乏しく、信頼に足る回答がありませんでした。

つきましては、私たちが東北電力㈱や宮城県から得た回答により、明らかになった電力や県の姿勢等問題点について貴職へお知らせし、重大事故防止のため地元自治体による厳重なる監視監督のお願いをすることにいたしました。（別紙ご覧ください）

要 請 女川原発で絶対に重大事故を起こさせないよう監視監督を徹底してください

私たち宮城・岩手県民は女川原発で福島第一原発事故のような重大事故を絶対に起こさないでほしいと願い、事業者東北電力社長や宮城県知事へ質問・要請をしました。しかし事業者は耐震について、私たちの質問に答えられずあいまいな姿勢であり、宮城県は国や電力任せの無責任な姿勢でした。加えて女川原発は度重なる地震により施設設備の耐震性が脆弱になっていることがわかりました。

貴職におかれましては福島原発事故の教訓を基に「絶対に東北電力女川原発で重大事故を起こさせない決意」のもと、国・県任せではなく主体的かつ厳重に監視監督を行い、人々の生命、生活、環境を守っていただきたいと要請いたします。

問合わせ先	<input type="radio"/> 女川原発の避難計画を考える会 日野正美 〒986-0865 石巻市丸井戸 TEL 090-7932-4291 mysky@plum.plala.or.jp
	<input type="radio"/> 三陸の海を放射能から守る岩手の会 永田文夫 〒020-0004岩手県盛岡市 TEL&FAX019-661-1002 hgf01360@nifty.com

* 1 https://www.tohoku-epco.co.jp/pastnews/atom/test/_icsFiles/afieldfile/2012/10/10/ab.pdf

* 2 <http://sanriku.my.coocan.jp/221102touhokuQ&A.pdf>

* 3 <http://sanriku.my.coocan.jp/1110300NAGAWAreANS.pdf>

【東北電力㈱】

女川原子力発電所天井クレーン支持台き裂事故に関する質問状 2023.9.27 提出, 11.2 口頭で回答

回答は電力本社で 回答者五十嵐準原子力運営課長他 3 名 市民岩手 4 団体宮城 2 団体 8 名
詳細内容 <http://sanriku.my.coocan.jp/221102touhokuQ&A.pdf>

○ 回答・姿勢（概要です）

- * 当初回答は電話にしたいとのことでしたが、抗議により本社で行われました。
文書回答はなく口頭での回答でした。時間は1時間20分ほど。
- 1) 安全上重要設備の天井クレーンのき裂事故を、使用中でないので国へ報告せず。
- 2) クレーンの台座交換についても国へ許認可の報告せずに済ます方向。
- 3) クレーンの交換台座の耐震について答えず
- 4) クレーンが重量物を吊っているとき地震の評価がされていないのに落下せずと回答。
- 5) 3.11地震時のクレーン軸受事故、今回の事故も詳細報告は公表していない。
- 6) 屋上階の使用済燃料プール中の燃料体数は答えたが、燃焼度は答えず。
- 7) 2号機屋上部の剛性が7割減、原子炉建屋にひびが1130箇所ある。1, 3号機は？
- 8) 各号機の屋上階の使用済燃料プールの耐震は大丈夫か。
- 9) 使用済燃料プールから使用済燃料を早期に乾式貯蔵もしくは地上のプールへ移動を。
- 10) 牡鹿半島観測史上最大の地表変動（1m沈降、5m移動）の原発への影響未検討。
- 11) 2号機の基準地震動Ss1000ガルだが、1, 3号機のSsはどうなっているか答えず。
- 12) 天井クレーン台座のき裂は昨年3.16の地震で説明できず。原因不明。

○ 感想

東北電力は福島原発事故を自分のこととして真摯に反省している様子がみられず、経営層のガバナンスが旧態然としているように伺えました。また電力の対応は人々の人権を尊重し安全を守るため、大事故を絶対に起こさないとする真摯な姿勢に乏しく非常に危険なものを感じました。さまざま課題が見えてきました。今後国や県、議員そしてマスコミ、電力へ宮城県のみなさんと共に粘り強く訴えていくようにしたいと考えています。私達が黙ることは大事故への道です。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

【宮城県】

女川原子力発電所の重大事故を防ぐため監視監督を徹底することを求める要請・質問書

2023.4.17 提出市民岩手 4 団体宮城 2 団体（宮城 38 団体要請「女川原発の安全性に係る検討会の設置を求める要望書と同時提出），5.16 文書回答（岩手 4 団体宮城 2 団体へ） 詳細は以下をご覧ください。

<http://sanriku.my.coocan.jp/230516miyagiQ&A&C.pdf>

6.14 県庁で意見交換会：宮城 38 団体と同時に開催。

○ 回答・姿勢（以下概要です）

- * 会議冒頭、この会議時間は都合により 30 分にしてほしい。2 時間を要請、抗議する。
- 1) 女川原発の安全性に係る検討会（仮称）の設置：現にある協議会や技術会があり現状維持としたい。
- 2) 1 号機天井クレーン台座のヒビの原因究明がされていないのでは：答えず。
- 3) クレーン事故を国へ報告せず：当該クレーンは電源を切った状態であったことから、報告の対象となる「使用中」や「待機中」には当たらないと電力が判断した。常駐して

いる検査官が把握している。

- 4) 浜岡原発ではクレーン事故は国への通報該当事項になっていることについて:答えず。
国に許可なく台座を交換してよいのか答えず。
- 5) 2,3号機のクレーン台座は:安全と聞いている。
- 6) 6月の県議会後に再度時間をとり話し合いの場を設定してほしい:答えず。
- 7) 女川原発において異常等が認められた場合:法令により適切に対応を求めていく。
- 8) 東北電力に対し、発電所において異常等が認められた場合:法令に基づき適切に
対応することを求めてまいります。
- 10) クレーンの固有周期はメーカーと商業機密の約定は:非公開と聞いている。
- 11) 県が受けた報告内容の公開:原子力規制庁が公開しており、県として公開していない。
- 12) 電力の県民に対する説明:丁寧な説明を行うように、機会あるごとに求めている。
- 13) 初期剛性7割低下したが建屋の強度は:影響がないと審査会合で確認と聞いている。
- 14) 使用済燃料の取出しリスク軽減:電力は将来的に乾式貯蔵を検討と聞いている。
- 15) 使用済燃料プールの耐震強度は大丈夫か:答えず
- 16) 2号機の基準地震動は1000ガル、震度6強(830~1500ガル)に耐えるか:答えず。
*内閣府は公共施設は震度6強(830~1500ガル)に耐えることを求めている。
再処理工場のCクラス建屋でさえ公共施設並の耐震が求められている。
- 17) 牧鹿半島地表の観測史上最大の変動(約1mの沈降、約5mの変動)を記録。
これによる原発への影響は:解明報告は適合性審査の資料として存在する。
⇒再確認した第778回審査会合資料1-7-1には記録なし
- 18) 東北電力には絶対に大事故を起こさないという真摯な姿勢が見られないが:県といたしましては、引き続き東北電力に対し県民の皆様の安全安心につながるよう、発電所の状況等について丁寧な説明や情報公開を求めてまいります。
- 19) 安全性に係る検討会の設置について:「環境保全監視協議会」や「環境調査測定技術会」を設置し、定期的に開催し、必要に応じて立入調査を実施し、直接現場を確認
- 20) 原発が攻撃を受けた場合:国において検討すべき事項であり県としては引き続き全国知事会等を通して、外交などを通じた抑止策等を求めていきます。

○ 意見交換会で出た意見等

「県の回答を見ると、どれもこれも国任せ、電力の報告そのままで県として国や電力の報告内容などを検討した答えがない。」「事業者の自主検査で済ませている。県としての確認が必要である。」

「原子力規制委員会まかせでは安全を守れない。」「県として議論をし専門家を集め安全性検討会の設置の議論をしてほしい。」

「私達は意見交換会として2時間の時間を要請した。岩手からも参加者がきているのに30分とは、人々の声を聞く姿勢がないことではないのか。このような機会に声をよく聞くようにすることが県の監視機関が行うことではないのか。」「県は住民目線を大切にみんなで頑張らなければ、福一と同じになってしまふ。人々の不安を晴らすことが大事でないのか。生の声を聞いて施策に反映させてほしい。」

○ 感想

県は面談を30分で切り上げると打ち出しました。これにより、一つ一つの問題について話し合う時間がなくなりました。少なくとも1時間の会合と思っておりましたが、前日送った県の回答へのコメントを見て答弁が難しく短時間にしたのではないかと思いました。しかし、参加者個々からの真摯なる意見表明により重大事故防止、原発の危険性、人々の不安について総合的に伝えることができたようと思われました。県行政は県民の幸せを守る本来の姿勢に良心と勇気を持ち立ち戻ってほしいものです。

*追加質問を行い回答を得ています。→ <http://sanriku.my.coocan.jp/230526addQ&A&C.pdf>

具体的提言

女川原発で福島原発のような重大事故を絶対に起こさせないために

2011年3月11日福島第一原発事故が発生しました。これにより原発安全神話がすっかり崩壊しました。十数万人の人たちがふるさとから避難し多数の犠牲者を出してしまいました。来年2月再稼働予定の女川原発であのようない原発過酷事故を決して起こさせてはいけません。

初代原子力規制委員会の委員長の田中俊一氏は「規制委員会は適合性審査を行うだけで、安全を保証するものでない。」「新規制基準では原発事故は防止できない。不十分だ。」と率直に述べています。しかし、宮城県の規制当局は規制委員会と法律にお任せの姿勢です。そこで重大事故を防ぐための提案です。

1) 現行の安全協定書を見直してはどうでしょうか

「女川原子力発電所周辺の安全確保に関する協定書」(以下「安全協定」という)の第20条(協定の改定)があります、3.11原発事故以前のままの現行協定では、重大事故防止上対応できないと思われます。協定を見直し、絶対に重大事故を起こさせないことを目的とする協定に改めるべきではないでしょうか。

2) 重大事故を防ぐための特別委員会「女川原発の安全性に係る検討会(仮称)」の設置を求めてはどうでしょうか。

安全協定の第2条の後に追加挿入し「主体的かつ厳重に監視監督を行い、人々の生命、生活、環境を守る」としてはどうでしょうか。

委員には耐震設計等の専門家を加え、また女川原発の危険性に警鐘を鳴らしている市民団体の代表を複数加えるようにし真剣に人々と美しい郷土を守っていただきたい。

以上 女川原発再稼働を目前に控え、安全協定締結自治体からの声を届けていただきたくお願い申しあげます。

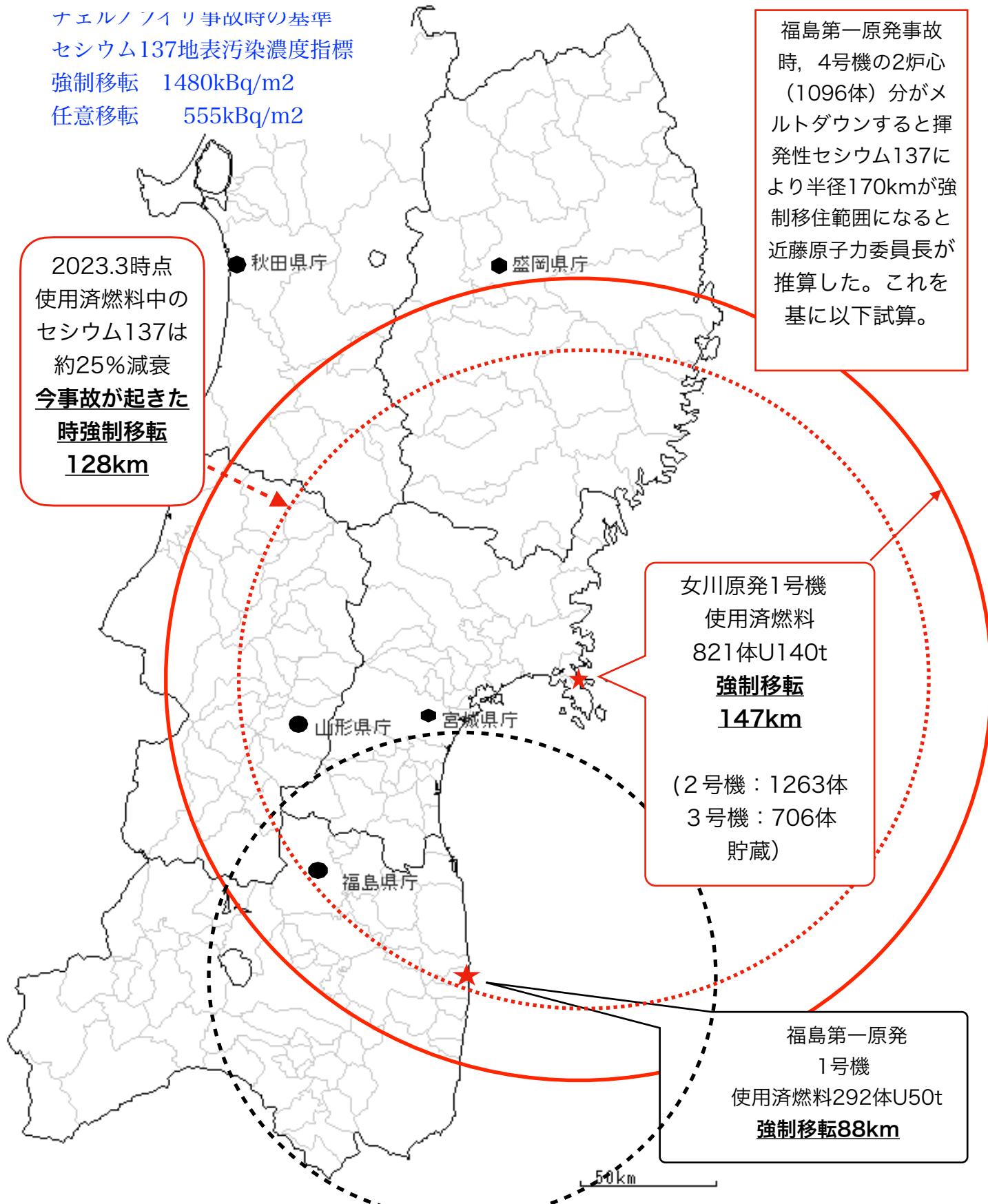


図1：女川原癁1号機、福島第一原癁1号機 屋上階使用済燃料プールの冷却水が亀裂等で漏れ出し冷却できなくなった場合、メルトダウン最悪時強制移転範囲 2011.3時点の試算：三陸の海岩手の会